

宮崎市郡在宅医療介護情報連携 I C T 運用ポリシー

第 1 章 総則

(本ポリシーの目的)

第 1 条 この運用ポリシーは、宮崎市郡在宅医療介護情報連携において使用される I C T の運用に必要な取扱い及び管理に関する事項を定め、適正利用に資することを目的とする。

(I C T 利用の目的)

第 2 条 I C T 利用の目的は、地域包括ケアに関わる多職種及び患者・家族の間で I C T を用いたコミュニケーションを行うことで、人と人の連携を深め、地域の医療・看護・介護の質を向上させ、安全性を高め、最終的には、地域包括ケアシステムの構築と発展に貢献することである。

(使用 I C T アプリケーション)

第 3 条 使用する I C T アプリケーションは、在宅医療介護の患者・利用者のタイムリーな情報を共有するチャットシステムを実装する。具体的には、エンブレース株式会社（以下エンブレース）が構築・運営する完全非公開型医療介護連携専用コミュニケーションツール「メディカルケアステーション」（以下、M C S という）を使用する。本ツールの運用ポリシーは、第 2 章にて詳述する。

(利用支援事務局)

第 4 条 M C S の利用を支援するため利用支援事務局（以下、事務局）を置く。事務局は、宮崎東諸県在宅医療介護連携推進事業の一環として、公益社団法人 宮崎市郡医師会地域包括ケア推進センター（以下「推進センター」という。）が行う。

(M C S の位置付け)

第 5 条 M C S は、コミュニケーション手段としてのチャット機能を持つ従来の電話・ F A X 郵送等によるコミュニケーションを補完する連絡手段であり、診療・看護・介護等の記録ではない。

2 M C S は、「顔の見える関係」を基盤とした上で利用する。

(他の連絡手段との使い分け)

第 6 条 M C S は状況に応じて、電話、 F A X、面談など他の連絡手段との使い分けや併用を行う。特に、緊急の用件では M C S 投稿による連絡のみとせず、電話を併用する。

(利用の対象者)

第 7 条 宮崎市郡（宮崎市・国富町・綾町）の地域包括ケアに関係する事業所等に所属する者、また宮崎市郡の利用者が地域包括ケアを行う上で関わりがある宮崎市郡外の地域包括ケ

アに関係する事業所等に所属する者を対象とする。

(法令及びガイドライン)

第8条 MCSは、医療機関等が「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの事業者選定にあたり必要な情報共有を得られるよう定めた「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者ガイドライン」の内容に準拠した「エンブレースの安全管理に関する情報提供」「個人情報法保護方針（プライバシーポリシー）」に則って利用するものとする。

(目的外使用の禁止)

第9条 本運用ポリシーで定めた目的以外に使用することを禁止する。

(MCS利用者の責任)

第10条 MCS利用者(以下、利用者)は、本運用ポリシー、および「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者ガイドライン」の内容に準拠した「エンブレースの安全管理に関する情報提供」「個人情報法保護方針（プライバシーポリシー）」に則って利用するものとする。

2 法令及び公序良俗等に反する利用者に対し、また本運用ポリシーに則らない状況下での患者・利用者とのトラブル等について事務局は、その一切の責任を負わないものとする。

(利用申し込み)

第11条 新たにMCSを利用する事業所等は、事務局に対して「利用申込書」及び「施設または組織誓約書」を提出し、事務局が管理するアカウントで利用施設及び利用者の登録を行う。（利用申込書-別紙様式1 施設又は組織誓約書-別紙様式2）

2 既に利用施設として登録済みの事業所等が、従事者の追加登録や削除を行う場合は、業所等の管理者が行い、その後、追加登録や削除を行った従事者を、事務局へ通知する。（従事者登録変更通知書-別紙様式3）

3 利用者は、事務局が実施する講習会を受講するか、講習会のビデオを視聴する必要がある。

4 事務局を通さず利用を希望する場合は、直接エンブレース社に申し込み、利用することができる。その際は、別紙様式1および2の様式の提出は不要とする。

5 事務局は、独自アカウントで利用する事業所に、医師会が作成した「連携グループ」に加入することを推奨し、連携推進を促すことができる。

(利用管理者の設置)

第12条 事業所等の長は、利用管理者（以下、管理者）を設置し、MCSの適正な管理運用を

行う。

(利用管理者の責務)

第13条 管理者は、従事者が、本運用ポリシー、法令、ガイドライン等に従い、適正に使用するように管理運用を行い、以下の業務を行う事を推奨する。

- ・管理台帳の作成及び利用者の管理
- ・患者情報、個人情報等のセキュリティ管理全般
- ・利用するIT機器管理
- ・ID管理
- ・施設内ユーザー登録及び削除、その内容の事務局への通知
- ・利用に関わるトラブル等の事務局への連絡
- ・利用しているユーザーが退職した場合の事務局への連絡

2 管理運用がなされていない状況下で起きた個人とのトラブル等については、事務局は一切関与しないものとする。

(スタッフ誓約書と教育)

第14条 事業所等の長は、利用する従事者と個人情報保護に関する誓約書を交わすとともに、管理者及び利用者に対して定期的に教育を行なわなければならない。ただし、既に個人情報保護に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。(従事者誓約書-別紙様式4)

- 1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏えいしてはならない。
- 2) 退職後も知り得た情報を漏えいしない。
- 3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- 4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- 5) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利等の侵害行為は一切しない。

(患者の同意取得)

第15条 MCSにおいて患者の個人情報をやりとりする場合は、主治医又は主治医の指示を受けた多職種が、患者もしくはその家族から「患者同意書」を取得し、保管するとともにその写しを、患者もしくはその家族に渡す。(既に患者と同意を交わしてMCSを活用している場合この限りではない) (患者同意書-別紙様式5)

2 患者タイムラインが設置されていない状態では、主治医以外の多職種が、患者もしくはその家族から「患者同意書」を取得した上で、「つながり」を使って、患者の個人情報を他の多職種とやりとりすることも可能とし、できる限り早く患者タイムラインの設置を目指すようにする。

(利用上の留意事項)

第16条 管理者及び利用者は、「第2章 MCSの運用細則」に留意して利用する。

(ID・パスワードの管理)

第17条 MCSのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- 1) パスワードは、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理する。
- 2) 1つのIDを複数人で共有しない。
- 3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的（数か月に1回）に変更することを推奨する。
- 4) パスワードは、システム上に保存しない。
- 5) 利用が終わった場合や利用端末から離れる場合は、必ずログアウトする。
- 6) スマートフォンやタブレット端末機器、パソコンなど、利用するすべての端末には起動時のロックをかけることが望ましい。

(セキュリティ対策)

第18条 IT機器のセキュリティ対策については、管理者が管理することを推奨する。

- 2 モバイル端末は、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第6.0版） 6.9 情報及び情報機器の持ち出しについて」の内容に従った管理を行う。
- 3 当面は、BYOD（個人所有端末の使用）は許可しないものとする。MCSを使用する際には、事業所が管理する業務用端末を使用する。
- 4 事業所が管理する端末は、下記を遵守することを推奨する。
 - ・端末やOS等に応じて推奨されている適切な方法により、アプリケーションをインストールする。
 - ・アプリケーション等の脆弱性に関する情報を収集し、利用者が脆弱性の明らかになったアプリケーションを使用していないか、定期的を確認する。
 - ・端末には、ウイルス対策ソフトをインストールし、且つ、ウイルス定義ファイルを最新の状態に保つこと。
- 5 利用事業所等の長又は管理者は、端末装置のコンピュータウイルス感染、不正アクセス、情報漏洩等の情報セキュリティ事故が生じたときは、端末装置の一部又は全てを一時停止し、二次被害を防止するとともに、事務局にすみやかに報告しなければならない。

(内容の二次利用の原則禁止)

第19条 MCS投稿の内容（テキスト、画像、各種ファイル等）の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど）は原則として禁止する。ただし、患者の地

域包括ケアのために直接利用する（MC S 投稿の内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従事者に伝える、患者・家族への説明に使うなど）目的の場合は、その内容の提供者が許可すれば、二次利用しても良い。その場合でも、他の施設からの情報提供書等文書の内容は、二次利用を禁止する。事前に、参加者の間で、二次利用に関する取り決めをしておくことが望ましい。

2 MC S 投稿の内容を、患者の地域包括ケアに直接関係しない目的（勉強会・学会発表など）で使用する場合は、患者タイムラインの管理者及び内容提供者の許可を得た上で、患者や内容提供者の個人情報漏洩しないように、抜粋や加工を行うなど、十分な配慮を行う。

3 同意を取得していないマーケティング分析や利用者の個人情報を利用した医療介護連携以外のサービスの提供を禁ずる。ただし、事務局が利用状況を把握するために行う統計調査に関してはこの限りではない。調査に関しては利用者等の個人が特定できないように配慮し、集計結果を毎年公表するものとする。

（掲載内容の配慮）

第20条 患者・家族の体や家屋などを撮影する場合は、その都度、同意を得る。ただし、施設入所者等の場合は、この限りではなく、家族に事前の許可（同意書）を得ておき撮影を行う。

2 他の施設から提供された情報提供書等の文書は、必要な部分のみを掲載する。その文書の提供元である施設が、MC S への文書掲載を許可しない方針である場合は、それに従う。

（ホームページ掲載）

第21条 事務局は、利用支援をする上で、必要と認めた情報は、推進センターホームページに掲載し、利用者に情報共有をする。

（事業所等管理者連絡網ならびに利用者連携網）

第22条 事務局は、MC S 上の自由グループを作成した上で、必要に応じて、医療介護連携推進の事項、支援状況等の通知事項を掲載し、情報発信を行う。

（災害時連絡手段としての活用）

第23条 災害時には、人の生命の保護を優先する観点から、MC S を災害時連絡手段として利用するために、各施設の管理台帳に記載していない端末の使用を特別に許可する。

（その他）

第24条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、利用事業所等がこれを別に定めることができる。

第 2 章 MCSの運用細則

(MCSの管理 患者タイムライン)

第 2 5 条 患者タイムラインにおいては、医療介護関係多職種の連携のため、以下の項目に従って使用する。

- ・患者タイムラインでは、一人一人の患者に関して、地域包括ケアを行う上で必要な患者個人情報を含む多職種間のコミュニケーションを行う。
- ・患者タイムラインの管理（設置、参加する多職種の登録・削除など）は、主治医又は主治医の指示を受けた患者・利用者に関係する多職種が行う。
- ・患者タイムラインに、全ての患者を登録する必要はない。
- ・当該患者・利用者の地域包括ケアに関係している多職種を参加させることができる。
- ・登録をしている管理者は、主治医許可の下、患者・家族参加のタイムラインを設置できる。
- ・患者が死亡した場合は、管理者が適切な時期に、患者タイムラインを保管リストへ移動する。
- ・患者・家族から、患者タイムラインの内容の完全削除の希望があった場合は事務局に削除を依頼する。
- ・患者タイムラインの具体的な使い方に関しては、管理者を中に、参加者の間で、事前に取り決めをしておくことが望ましい。

2 患者タイムラインの管理を主治医の指示を受けた多職種が行う具体的な内容は、以下に示す。

1) 主治医の要望から始まる場合

- ・主治医が、登録する患者と、その患者タイムラインに参加する多職種を、他の人（自分の施設のスタッフ、ケアマネージャー、訪問看護ステーションのスタッフなど）に、MCSの「つながり」機能や FAX などの安全な連絡手段を使い伝達して、その人が、MCSでの管理者となり、作業を行う。主治医は、その患者タイムラインに参加する。

2) 主治医以外の要望から始まる場合

- ・主治医以外の方が、「MCSに登録したい患者」とその患者タイムラインに「参加させたい多職種」を、主治医に、安全な連絡手段を使い伝達して主治医が了承した場合は、その主治医以外の方がMCSでの管理作業を行うことができる。主治医は、その患者タイムラインに参加する。

(MCSの管理 自由グループ)

第 2 6 条 自由グループにおいては、医療介護関係多職種の連携のため、以下の項目に従って使用する。

- ・自由グループでは、地域の多職種間の情報交換・交流を行う。

- ・自由グループでは、患者の個人情報扱わない。
- ・自由グループの管理（設置、参加者の登録・削除など）は、職種の制限なく、自由に行うことができる。
- ・自由グループの管理者は、そのグループの趣旨・使い方などを参加者に伝える。
- ・自由グループの管理者は、運用ポリシー、法令、公序良俗に反しないよう適正に管理する。

（MCSの管理 つながり）

第27条 つながりにおいては、医療介護関係多職種の連携のため、以下の項目に従って使用する。

- ・つながりでは、1対1のメッセージのやりとりを行う。
- ・つながりで、患者個人情報を扱う場合は、情報漏洩に十分な配慮を行う。
- ・原則として、患者情報の共有は「患者同意書」を取得した上で、「患者タイムライン」上で行うものとする。
- ・患者タイムラインが設置されていない状態では、主治医以外の多職種が、患者もしくはその家族から「患者同意書」を取得した上で、「つながり」だけを使って、患者の個人情報を他の多職種とやりとりすることも可能とし、できる限り速やかに患者タイムラインの設置を目指すようにする。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は平成31年1月30日から施行する。
- 2 この規程の第2版は令和元年5月20日から施行する。
- 3 この規程の第3版は令和6年12月5日から施行する。